

根拠法：国民健康保険法第82条の2

計画期間：6年（令和6年～令和11年） ※第1期・第2期は3年

## 目的

- ・国民健康保険の安定的な財政運営
- ・市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営

## 方針

国保に関する県・市町村の統一的な指針として、保険料水準の統一と医療費適正化に向けた取組を進める。

## 構成

### 【財政運営】

- 第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- 第2章 市町村における保険税の標準的な算定方法（保険料水準の統一を含む。）
- 第3章 市町村における保険税の徴収の適正な実施
- 第4章 市町村における保険給付の適正な実施

### 【事業運営】

- 第5章 医療に要する費用の適正化の取組
- 第6章 市町村の国保事業運営の広域化及び効率化
- 第7章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携
- 第8章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等

国保の安定運営

# 財政運営に関する事項（第1～4章）

## 第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

（医療費の見通し）

- ・被保険者数は減少するが、1人当たり医療費は増加が見込まれるため、今後の医療費は、ほぼ横ばいで推移する。

（国保財政の現状と課題）

- ・国保財政は、国の公費支援拡大や、平成30年度からの都道府県単位化により改善されている。
- ・一方、国保が抱える構造的な問題（医療費水準が高いことや財政基盤が弱いことなど）、被保険者数の減少、医療の高度化や高齢化による1人当たり医療費の増加が続くと見込まれる。
- ・したがって、収納率向上対策や医療費適正化への取組をこれまで以上に推進する必要がある。

（決算補填を目的とした市町村の法定外繰入を防止）

- ・国保財政の安定化のため、県に財政安定化基金を設置し、給付増や保険税収納不足により財源不足となった市町村が決算補填を目的とした法定外繰入を行わないよう、貸付・交付を行う。
- ・市町村が決算補填目的の法定外繰入をした場合、翌年度の特別交付金（県）から、当該繰入額を控除する。

## 第2章 市町村における保険税の標準的な算定方法（保険料水準の統一を含む。）

（段階的な保険料水準の統一（納付金ベース）R6～15（10年間））

- ・これまで市町村ごとの医療費水準を市町村標準保険税率に反映してきたが、保険料水準を統一するため、令和6年度から令和15年度までの10年間で段階的に反映させないよう調整する。
- ・市町村間の公平性を保つため、事業費納付金の算定方法（公費の共同負担など）を見直すとともに、算定方法の変更に伴い負担が増加する市町村には医療費や中間所得層に着目した特別交付金を交付するなど、保険料水準の統一に向けた新たな激変緩和措置を時限的に講じる。

## 第3章 市町村における保険税徴収の適正な実施

- ・市町村の収納率目標を設定するとともに、収納率の向上を図るため、きめ細かな納税指導を行うほか、口座振替やコンビニ収納などの拡大を推進する。

## 第4章 市町村における保険給付の適正な実施

【県】 広域的・専門的な視点からレセプト点検を行うほか、必要があると認めるときは、市町村の委託を受けて、不正請求等に係る債権回収事務や第三者求償事務を行うことにより、市町村を支援する。

【市町村】 療養費の適正支給のための事務処理マニュアル等の整備や、レセプト点検の効率的な実施に加え、第三者求償事務の取組を強化する。



市町村間の公平性を確保

国保財政の安定的な運営

# 事業運営に関する事項（第5～8章）

## 第5章 医療に要する費用の適正化の取組

- 【県】 特定健康診査の情報等の分析を行い、市町村と情報共有し、好事例の横展開を図るとともに、県全域の医療費適正化に向けた取組を実施する。
- 【市町村】 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上に向けた取組を行うとともに、後発医薬品差額通知等の送付や重複・頻回受診者への訪問指導により、医療費適正化への被保険者の意識啓発を図る。

## 第6章 市町村の国保事業運営の広域化及び効率化

- ・国保の都道府県単位化に伴い、収納対策や保健事業の共同実施を推進するとともに、市町村事業のうち、広域的に実施することで被保険者の利便性や事務の効率化が見込まれるものについて、県と市町村の協議により標準化を推進する。

## 第7章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策の連携

- ・「秋田県医療保健福祉計画」、「健康秋田21計画」、「秋田県医療費適正化計画」、「秋田県介護保険事業支援計画・老人福祉計画」等の趣旨を踏まえ、生活習慣病予防対策や地域包括ケア構築、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた取組を重点的に推進する。

## 第8章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等

- ・医療費の動向や保健事業の実施状況、保険税の収納状況などについて市町村との定期的な連絡会議により情報を交換し、事業運営の管理に努めるとともに、県版保険者努力支援制度（交付金）により市町村を支援する。



健康寿命の延伸

医療費の適正化

保険料負担の軽減